

学高専教職 員 組 合

Faculty and Staff Union of Japanese Universities 毎月1回10日発行(1部30円)組合員の購読料は組合費に含まれています

第312号 2015年6月10日

全大教のホームページ http://www.zendaikyo.or.jp

◆全大教の紹介 ◆大学・高等教育に関する情報など

◇情報の提供やお問い合わせは全大教情報宣伝部まで ール〈josen@zendaikyo.or.jp〉

〒110-0015 東京都台東区東上野六丁目1番7号 MSKビル7階 TEL 03 (3844) 1671 / FAX 03 (3844) 1672

を否定)

に対抗する声

2



「判決言い渡し 報告集会」のようす(2015年5月7日)

定されました。性の数々の論点が認ました賃下げの不当 賃金請求事件におい 関立大学法人京都大 国立大学法人京都大 国立大学法人京都大 で表請求事件におい する判決を言い 判決では、原告が主 る判決を言い渡し いない

告の「黙示の同意論」同意をしていない(被 されても、賃下げを工運営費交付金が減 主張を認定しながらこれだけの原告の 復興予算は、関係のなげを原資とした震災 京都地裁の裁判官は、 い事業に投じられた

1

原告らは賃下げに

という社会一般情勢で、学が賃下げに応じたででの国立大をでの国立大

大学法人などの賃下6 国家公務員や国立 小さくない 算式は不合理 4 京大の賃下 5 賃下げの損害額は げ率計

賃6 o

の原告が控訴 国は国立大学法 して が 京 りません。

でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 一でである。 でである。 ででる。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででる。 でで

と市民、マスメディアよって、全大教組織内

今月の紙面

わたしもひ

とこと

◆論壇 『永遠のゼロ』は 「平和主義」的が 高知大学准教授 岡田健一郎氏

◆ Activity — 女性部から

東北大学

単組からのレポート

面

豊田高専「人員削減で過重労働や教育の質低下に危惧

憲法集会、残業代ゼロ法反対集会、参加報告 公立大学協議会・交流会議を開催しました 「国立大学改革」政府からの圧力強まる「平標的 「教育無償化へ向けた署名活動

京都大学職員組合の裁判所第6民事部は、

3

に賃下げを強制

5月7日、

、京都地方

|大にはあった

避できる財源

原

都太学 不当判決に

11100

無条件に従うことが 医立大学の社会的責 国立大学の社会的責 また、政府の要請に

を言い渡したのです。 おりょう だまった」「大学財政が貫下げの理由ではが かった」「大学財政 もあったものではあこれでは法律も判例 た法治主義に反し基 本的人権を侵害する 本的人権を侵害する るをえません。こうし り崩す愚行と言わざ

控訴する方針を固め、判決に対して直ちに

の原告が控訴手続な5月21日に110~ (京都大職組 栗山 完了させました。 敦 人 を

金制度・労使関係・1 関係を 問

20 年間の12年度から2 単組が原告団を組織 り係争中)の内、1月 以来3つ(1月2日高 で1月28日福岡 を1月28日福岡 111 111 112年度から2 として取り組んでいる全大教が全国運動

の請求を全て棄却す 争と、これら不当判決

考会議による選考基準と選考理由の公

な制約のもとでの大学運営が求められる このような制度面の改編で現場の教験

今年4月に施行され、

●学長の「リー

/―シップ」強化、教授会法と国立大学法人法が

年6月に「改正」された学校教育

教育研究 な将来

の現場から民主的な議論を~

像を描くため、

年度~

に向けて強まる

第3期中期目標期間

を踏まえ、事件と闘争の経緯、賃下げと判決の超題点等を明らかの問題と共通の根を持つ国家公務員臨時賃で対する取組みとのに、このに対する取組みとの

の取組み

1階 RoomC (御茶ノ水ソラシティ内)

カンファレンスセンター

午後1:30~4:30 (開場=1:00)

短縮URL〈http://goo.gl/nXPgPZ〉

臨時賃下げ未払い賃金請求訴訟

21 シンポジウム

国立大学・高専の賃金制度・労使関係を問う

日時 6月21日(日)

| 系学部・大学院、人文 (案)」では、「教員養成 業務全般の見直し は、「教員養成 一織の廃止や社会的悪院については(中略)织社会科学系学部・大学 第3期中期目 組織及びは標策定

ッシン

のが果

行う「制度改正等の措

文部科学省が提示し学法人評価委員会で 文部科学省が提示し これは、昨年9月にこれは、昨年9月に は昨年3月に一しの方向性」、 ています。 ョンの再定義」の よう務めること」 に積極的に取り組 として文部科 学省

文科省が指示する国立大学の文系は不要か 業務全般の見直し」

(1)

請の高い分野への し む換 部科学大臣が各国立 全を準用) として、文 条を準用) として、文 (独則法35) の「中期目標期間終了 たものですが、第2期 振興の観点」を踏まえ 大学法人に示し、対応 (2)

学法人の中期目標策にで業務全般の見直して 国立大学を三区分に格付け 「重点支援枠組み」による 運営費交付金配分方法の変更~ (に文部科学省自身が)を求める事項のほか)定に文部科学省自身が

進めやすい条件整備がされたことに続き、2016年度からの の権限縮小、●経営協議会の外部委員を過半数に、●学長選 期間に向けて、国立大学 職員の声を無視して事を るようになりました。 こまざまな圧力が強めら 「表義務付けなど、新た 一です。一立ち返った議論が必要

の政策の方向性に対 義」以降、各大学では 「ミッションの再定

問題の大きいもので す。

の教育・研究の実体面での改編を迫る

れています。そうした動きの現状をお知

国立大学法人の第3期中期目標計画!